

つくば市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成 13 年 3 月 30 日 条例第 17 号)

(最終改正 平成 24 年 12 月 27 日 条例第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、つくば市議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 政務活動費は、つくば市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

第 3 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 3 万円を乗じて得た額を半期（4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間をいう。以下同じ。）ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があったときは、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の 25 日に交付する。ただし、その日が休日にあたるときは、その翌日とする。

(所属議員数の移動に伴う調整)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に移動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該会派に対し、当該不足額を追加して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算出した政務活動費の額を超えるときは、会派は、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該超過額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(経費の範囲)

第 5 条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

2 政務活動費は、市政に関する政務活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度に交付を受けた政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散の日の翌日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 議長は、第1項の規定により収支報告書の提出があったときは、速やかに、その写しを市長に送付しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(つくば市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 つくば市特別職報酬等審議会条例(昭和62年つくば市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成14年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第26号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 41 号）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のつくば市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前のつくば市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

項目	内容
研究研修費	(1) 会派が研究会又は研修会を開催するために要する経費 (2) 会派に所属する議員が他の団体等の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	(1) 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告会を開催するための経費 (2) 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての広報誌を作成するために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費